公立大学法人名古屋市立大学契約規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　一般競争入札及び入札後資格確認型一般競争入札（第２条－第15条の３）
第３章　指名競争入札（第16条－第19条）
第４章　随意契約（第20条－第22条）
第５章　契約の締結（第23条－第28条）
第６章　契約の履行（第29条－第39条）
第７章　契約の変更等（第40条－第43条）
第８章　監督及び検査（第44条－第49条）
第９章　契約の期間（第50条）
第９章の２　入札結果等の公表（第50条の２）
第９章の３　契約審査会（第50条の３）
第10章　雑則（第51条・第52条）
附則

（一部改正　平成19年達第 120 号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号。以下「会計規程」という。）第34条第１項及び第２項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務（以下「契約事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第２章　一般競争入札

（予定価格）

第２条　一般競争入札に付する事項については、あらかじめ、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格を定め、その予定価格を記載した調書を封書として開札の際、開札場所に置かなければならない。

２　理事長は、必要があると認めるときは、入札執行前に予定価格を公表することができる。この場合において、その予定価格を記載した調書を封書としないものとする。

３　第１項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、供給その他の契約であって総額について定めることが困難な場合においては、単価によって定めることができる。

４　予定価格及び最低制限価格は、契約の目的物について、取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならない。

（一般競争入札参加者の資格）

第３条　一般競争入札に加わろうとする者の資格については、名古屋市の基準を参考に理事長が定める。

２　一般競争入札により契約を締結しようとするときであって、契約の性質又は目的により、当該入札における競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第３項に規定する資格を有する者につき、更に当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

３　会計責任者（会計規程第５条第２項に定める「会計責任者」をいう。）は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、法人の掲示場及びホームページに登載して公示するものとする。

（一部改正　令和３年達第83号）

（一般競争入札に参加できない者）

第４条　特別の理由がある場合を除くほか、次の各号に掲げる者は、一般競争入札に参加することはできない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

２　理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結し、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり法人の職員（以下「職員」という。）の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加することができないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(7) 落札したものの契約を締結しなかったとき。

(8) その他理事長が定める行為を行ったとき。

（一部改正　平成20年達第39号）

（入札保証金）

第５条　法人は、一般競争入札に参加しようとする者に入札保証金を納付させるものとする。

２　前項に規定する入札保証金の額は、その入札金額に 100 分の５を乗じて得た額以上とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度理事長が定める定額とする。

３　第１項の入札保証金は、入札時限前に理事長の定める職員へ納付させ、これと引き換えに入札保証金保管証書を受領させなければならない。

４　入札保証金の納付は、確実な担保の提供によって代えることができる。

５　前項の規定により入札保証金に代えることができる担保は、次の各号に掲げる債券（記名式の債券を除く。）その他確実と認められる担保で理事長の定めるものとし、担保提供の際の評価は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債　券面額の 100 分の90

(2) 地方債　券面額の 100 分の90

(3) 金融債　券面額の 100 分の80

(4) 確実と認められる担保で理事長の定めるもの　理事長の定める額

（入札保証金の納付免除）

第６条　前条第１項の規定にかかわらず、理事長は、一般競争入札に付する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金を納付していない者を一般競争入札に参加させることができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第３条第１項に規定する資格を有する者が当該一般競争入札に係る契約を履行する能力を有していること等を確認することにより、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金の還付）

第７条　入札保証金は、落札者の決定の後に還付する。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付する。

（一般競争入札の公示）

第８条　一般競争入札に付する場合においては、入札期日の前日から起算して７日前までに、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、その期間を５日までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札の場所及び日時

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

(6) 最低制限価格を定めたときは、その旨

(7) 入札保証金に関する事項

(8) 契約書の作成の要否

(9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条

件に違反した入札は無効とする旨

(10)　落札者が契約を結ばない場合の賠償額に関すること。

(11)　その他入札について必要な事項

２　前項の公示は、法人の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（入札）

第９条　入札をしようとする者には、入札の際、入札保証金保管証書及び参加資格を証する書面を提示させなければならない。

２　前項の参加資格を証する書面は、理事長が定めるところによって作成させるものとし、あらかじめ提出させておくことができる。この場合には、その効力は、提出の時からおおむね２年を限度としなければならない。

（代理人による入札）

第10条　代理人によって入札しようとする者については、理事長が別に定める場合を除き、委任状によってこれを証明させ、入札の際、前条第１項の規定により提出する書面に併せて、提出させなければならない。

２　前項の代理人について、その資格が真実性を欠くときその他不適正と認めるときはこれを拒否することができる。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

（無効入札）

第11条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加することができる資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を要する入札について、第５条第３項に規定する時限までに所定の保証金を納付しない者のした入札

(3) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4) 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした２通以上の入札

(6) その他入札の条件に違反する等入札として適切でないとして理事長が定めるもの

（一部改正　平成19年達第 120 号）

（再度の入札）

第12条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の落札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

２　再度の入札に付する場合においては、入札に参加する者の納付に係る入札保証金の額が第５条に規定する額を下ることとなっても入札に参加させることができる。

３　前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

（くじによる落札者の決定）

第13条　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

２　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

３　くじによって落札者を決定したときは、くじを引いた者全員にくじの結果を示さなければならない。

（最低価格入札者以外の者を落札者とする場合の手続）

第14条　一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(1)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

(2)　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるとき。

２　前項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、当該入札の終了後直ちに最低価格入札者を落札者としないことについての理由を明記して決裁を経たう

え、落札者を決定しなければならない。

３　理事長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とすることができる。

（一部改正　平成21年達第63号）

（落札者への通知）

第15条　落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

（入札の延期等）

第15条の２　理事長は、公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合その他別に定める場合は、入札を延期若しくは中止し、又は入札方法を変更することができる。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

（入札後資格確認型一般競争入札）

第15条の３　理事長は、入札後資格確認型一般競争入札を実施することができる。

２　入札後資格確認型一般競争入札を実施する場合における入札保証金の取扱い、落札者の決定方法等その実施に必要な事項については、別に定める。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

第３章　指名競争入札

（指名競争入札ができる場合）

第16条　会計規程第34条第１項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次のとおりとする。

(1) その性質又は目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付す

る必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（参加者の資格）

第17条　指名競争入札に参加する者に必要な資格は、名古屋市の基準を参考に理事長が定める。

（参加者の指名手続）

第18条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうち５人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては４人以下とすることができる。

２　前項の規定による指名は、別に理事長が定める基準により行う。

３　第１項の場合においては、少なくとも入札期日の前日から起算して２日前までにその指名する者に第８条第１項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、その期間を短縮することができる。

（指名競争入札の手続）

第19条　第２条、第４条から第７条まで及び第９条から第15条の２までの規定は、指名競争入札を行う場合にこれを準用する。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

第４章　随意契約

（随意契約ができる場合）

第20条　会計規程第34条第１項の規定により随意契約によることができる場合は、次のとおりとする。

(1) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。

(2) 理事長の認定を受けた者が、新商品として生産する物品を購入するとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(6) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

(7) 落札者が契約を締結しないとき。

(8) 予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないとき。

2　前項第６号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3　第１項第７号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4　前２項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

（予定価格）

第21条　随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第２条第３項及び第４項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴取）

第22条　随意契約によろうとする場合は、２人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは契約をしようとする者のみの見積書によることができる。

(1) 予定価格が50万円以下のものについて契約をするとき。

(2) 特に販売価格の定まったものについて契約をするとき。

(3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき。

(4) 緊急を要するものについて契約をするとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、理事長が２人以上の者から見積書を徴取する必要がないと認めるとき。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、見積書の徴取を省

略することができる。

(1) 官報、定期刊行物その他これらに類するもので、価格が表示され、かつ一定しているもの

(2) 法令に料金又は価格が定められているもの

(3) 国、地方公共団体その他公法人との契約

(4) 研修、講習等の会場を借り上げる契約

(5) 既に締結された単価契約に基づいて購入する物品

(6) ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業にかかる契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約

(7) 別途価格が分かるもので、予定価格が３万円未満のもの

(8) その他理事長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるもの

（一部改正　令和３年達第83号）

第５章　契約の締結

（契約書）

第23条　契約書には次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によって該当のない事項については、その記載を要しない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 契約代金の支払又は納付の方法

(4) 履行期限

(5) 契約保証金に関する事項

(6) 監督又は検査の方法

(7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金及び談合その他の不正行為の場合における賠償金

(8) 危険負担

(9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

(10)　その他必要と認められる事項

２　前項の契約書には、契約によって生ずる契約の相手方の権利及び義務は、理事長の承認がなければこれを他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその

権利を担保に供することができない旨を明示しなければならない。

（一部改正　令和２年達第27号）

（契約書作成の省略）

第24条　次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 200 万円を超えない契約をするとき。

(2) 法人による物件の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

(3) 法人による物件の買入れの場合において、物件を引き取り即時代金を支払うとき。

(4) 国、地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。

(5) 天災地変その他の予期することができない事由により緊急に契約を締結する必要があるとき。

２　前項第１号の場合において、契約金額が50万円以上であるときは、契約の相手方から前条に規定する事項を記載した請書を提出させなければならない。

３　第１項第５号の場合においては、契約締結後速やかに、契約の相手方から契約の内容の確認に必要な事項を記載した見積書若しくは請書又はこれらに準ずる書類を提出させなければならない。

（契約書の記名押印）

第25条　第15条（第19条において準用する場合を含む。）の規定によって落札の決定の通知を受けた者に対し、その通知を受けた日から５日以内に、契約保証金を要するものにあってはこれを納付させたのち、契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合においては、その期間を延長することができる。

（契約保証金）

第26条　法人は、契約を締結しようとする者に契約保証金を納付させるものとする。

２　前項に規定する契約保証金の額は、契約金額に 100 分の10を乗じて得た額以上とする。ただし、単価による契約、長期間の継続的給付を目的とする契約その他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつ

ど理事長が定める定額とすることができる。

３　第５条第４項及び第５項の規定は、契約保証金に代えて担保を提供させる場合にこれを準用する。

（契約保証金の納付免除）

第27条　次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を納付させずに契約をすることができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 第３条又は第17条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 理事長が特に必要と認める場合であって、確実な担保が提供されたとき。

(5) 法人が物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき。

(7) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（一部改正　平成20年達第39号）

（契約保証金の還付）

第28条　契約保証金は、契約の相手方が契約内容に従った履行を終ったのち還付する。ただし、契約の履行の割合が総量の３分の２以上に達し、契約保証金の全部を保留する必要がないと認めるときは、その半額以内の額を還付することができる。

第６章　契約の履行

（延滞金）

第29条　契約の相手方が正当の理由がないのに債務の履行を遅延したときは、

遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256 号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収しなければならない。ただし、特にやむを得ないと認められる事由があるときは、延滞金を徴収せず、又は未済部分に係るものについてのみ徴収することができる。

２　延滞金を徴収する場合においては、期限を指定してこれを請求し、なお納付しない場合においては法人の支払代金から延滞金相当額を控除することができる。

３　第１項の延滞金の算定の基礎となる日数には、検査に要した日数及び第48条の規定により完全履行をさせるため最初に指定した期限までの日数は算入しない。

（一部改正　平成20年達第13号、平成21年達第63号、平成22年達第52号、平成23年達第26号、平成25年達第27号、平成26年達第３号）

（部分払）

第30条　会計規程第27条の規定により部分払いを行う場合において、その支払回数は、契約の内容に応じて必要と認められる回数を超えてはならない。

２　部分払の支払金額は、工事その他の請負にあってはその既済部分に対応する代金の10分の９、物件の買入れにあってはその既納部分に対応する代金を超えることができない。ただし、工事その他の請負について必要があると認めるときは、その既済部分に対応する代金の全額までを支払うことができる。

（前金払に係る契約の部分払）

第31条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証により前金払を行った工事について、前条の規定による部分払をしようとするときは、その部分払の金額は、既済部分に対応する代金に相当する額の契約金額に対する割合を前金払をした金額に乗じて得た額を前条の規定によって支払うことのできる部分払の金額から控除した額の範囲内でなければならない。

（履行期限の延長）

第32条　契約の相手方が、天災その他やむを得ない事由によって期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長を申し出てその事実を確認したとき

は、履行期限を延長することができる。

２　工事その他の請負の契約について、法人の事務の都合により一時履行を中止させる必要があってこれを中止させた場合には、法人は、中止期間に対応する期間の範囲内で履行期限を延長することができる。

（危険負担）

第33条　法人による物件の購入又は工事その他の請負の契約の目的物について、法人へ引き渡す前に生じた損害は、法人の責に帰すべき事由によって生ぜしめた損害である場合を除き、これを契約の相手方に負担させなければならない。ただし、天災その他の災害によって生じた損害であって、これをすべて契約の相手方に負担させるのが著しく公正を害すると認められるときは、その一部又は全部を法人の負担とすることができる。

２　前項の規定は、第30条の規定によってした部分払の対象となった既済部分について生じた損害について準用する。

（一部改正　令和３年達第83号）

（物件の売払いの場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第34条　法人による物件の売払いの契約にあっては、目的物の引渡し後は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保責任を負わないものとする。

（一部改正　令和２年達第27号）

（値引採用）

第35条　法人による検査の結果、契約の相手方が提供した履行の目的物に僅少の不備な点があった場合において、使用上支障がないと認めるときは、相当の値引きのうえ、これを採用することができる。

２　前項の場合には、理事長は検査員の意見を聞かなければならない。

３　第１項によって値引きして採用した物件に係る延滞金の計算については、値引きして採用した価格による。

（引渡時期）

第36条　法人が物件を購入する契約にあっては、その目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格したときをもって完了する。

２　工事又は製造の請負の場合にあっては、その目的物の引渡しは、法人の行

う完了の検査に合格し、占有の移転を受けたときをもって完了する。

（一部改正　令和３年達第83号）

（物件の売払いの場合の引渡時期）

第37条　法人が物件を売却する契約にあっては、その代金を完納したのちでなければ、当該物件の引渡し及び当該物件に係る登記若しくは登録の移転を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合においては、契約の履行の確保について適切な手段を講じたうえ代金の支払に先だって物件の引渡しをすることができる。

（一部改正　令和３年達第83号）

（物件の貸付料）

第38条　法人が物件を貸し付ける契約では、その貸付料は、別に定めのある場合を除き、前納させなければならない。ただし、当該貸付にかかる期間が６月を超えるもの又は理事長がやむを得ないと認めるものについては、分割して定期に前納させることができる。

（貸付物件の保管）

第39条　法人が物件を貸し付ける契約では、物件の借受人が借り受けている物件を亡失し、又はき損したときは、理事長が同等と認める代品を納め、若しくは原状に復し、又は理事長の定める賠償金若しくは修繕費を納付させなければならない。

第７章　契約の変更等

（契約の変更等）

第40条　事業の廃止又は中止、設計の変更その他の事由により、理事長が必要があると認めるときは、契約の全部又は一部の解除、内容の変更又は履行の中止をさせることができる。

２　工事及び製造の請負について、法人による設計の変更によって契約金額を変更しようとするときは、契約に先立ち法人が算出した総設計価格をもって総契約金額を除し、これに法人が算出した変更する設計に係る価格を乗じて得た金額又はその他の方法により理事長が認定した金額の範囲内で行わなければならない。

3　契約締結後において、天災地変その他の予期することができない事由に基づく経済情勢の著しい変化により契約金額が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて理事長が認定する額の範囲内で契約金額の変更をすることができる。

4　契約期間が長期にわたるものにあっては、契約締結後、賃金又は物価の変動により契約金額が不適当となったと認められるときは、理事長が認定する額の範囲内で契約金額の変更をすることができる。

5　第１項、第３項及び前項の規定によって契約の変更をした場合においては、契約保証金の額を変更後の契約金額に対応するように増徴し、又は還付しなければならない。

6　前項の規定にかかわらず、第１項、第３項又は第４項の規定によって工事の請負その他の理事長が定める契約の変更をした場合においては、理事長が別に定めるところにより、契約保証金の額を変更後の契約金額に対応するように増徴し、又は還付することができる。

（一部改正　令和３年達第83号）

（契約の解除）

第41条　法人の契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、法人は、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約の相手方が、契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5) 契約の相手方から契約解除の申し出があり、その事由を正当と認めたとき。

(6) その他契約の相手方又はその代理人が契約に定めた条件に違反したとき。

2　前項の規定（第５号を除く。）によって契約を解除した場合においては、その納付に係る契約保証金は法人が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、契約の相手方が履行保証保険契約を締結しているときは

その保険金を取得し、その他のときは契約金額に 100 分の10を乗じて得た額以上で理事長が定める額の違約金を徴収するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、工事の請負その他の理事長が定める契約について、第１項の規定（第５号を除く。）によって契約を解除した場合においては、契約金額に 100 分の10を乗じて得た額以上で理事長が定める額の違約金を徴収するものとする。この場合において、契約保証金が納付されているときはその契約保証金を、履行保証保険契約を締結しているときはその保険金をそれぞれ違約金に充当することができる。

（契約解除後の措置）

第42条　前条の規定によって契約を解除した場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

(1) 物件の購入又は製造の請負の契約にあっては、契約の相手方の費用をもって既納物件を引き取らせ、又は理事長が相当と認める金額を交付して法人が取得するものとする。

(2) 工事の請負の契約にあっては、直ちに出来高部分を検査し、その検査に合格した部分の引渡しを受け、当該部分に対応する代金を契約の相手方に支払うものとする。

（独占禁止法等に係る賠償金）

第43条　契約の相手方が、当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、第41条に規定する契約の解除にかかわらず、契約金額に 100 分の20を乗じて得た額（損害の額が契約金額に 100 分の20を乗じて得た額を超える場合は、その額）の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して徴収するものとする。ただし、理事長が契約の性質上賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(1) 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条、第８条第１項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第１項に

規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 契約の相手方又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第89条第１項、第90条第１号若しくは第２号若しくは第95条第１項第１号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。）とき。

(3) 前各号に規定するもののほか、契約の相手方又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の６若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項第１号（納付命令が確定したときを除く。）及び第３号（刑法第96条の６の規定に該当する行為をしたことが明らかになったときを除く。）に規定する場合において、不当廉売に該当する場合等法人に損害が生じないものと理事長が認めるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（一部改正　平成18年達第 128 号、平成20年達第13号、平成21年達第63号、平成22年達第52号、平成23年達第26号及び第77号、平成25年達第27号、平成26年達第３号、平成27年達第46号）

第８章　監督及び検査

（監督）

第44条　会計規程第37条第１項に規定する監督は、理事長が指定した職員（以下「監督員」という。）が行うものとする。ただし、監督が専門的な知識又は技能を要するものについては、その専門的な知識又は技能を有する職員を指定するものとする。

２　特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によって職員が監督を行うことが困難又は不適当として職員以外の者に前項の監督を委託しようとするときは、委託する理由、委託する者の氏名及び経歴その他必要と認められる事項を記載して理事長の承認を得なければならない。

３　前項の規定により監督を委託された者（以下「委託監督員」という。）が監督を行う場合においては、当該監督の際に契約を所管する所属の職員のうちから理事長が指定する職員を立ち会わせなければならない。

４　監督員及び委託監督員は、理事長の指示に従い、現場における指示、立会いその他契約の性質に応じた適切な方法によって監督を行わなければならない。

５　前項の規定により立ち会った職員は、委託監督員から当該監督に係る調書を提出させ、確認しなければならない。

（一部改正　令和８年達第10号）

（検査員等）

第45条　会計規程第37条第２項に規定する検査は、理事長が指定した職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。ただし、検査が専門的な知識又は技能を要するものについては、その専門的な知識又は技能を有する職員を指定するものとする。

２　特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によって職員が検査を行うことが困難又は不適当として職員以外の者に前項の検査を委託しようとするときは、前条第２項に準じて理事長の承認を得なければならない。

（検査の手続）

第46条　検査員は、理事長の指示に従い、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行わなければならない。

２　検査員が検査を行う場合においては、当該検査員が当該契約を所管する所属の職員ではない場合には、当該検査に係る契約の相手方及び当該検査の立会いのために契約に係る事業を所管する所属の職員のうちから理事長が指定した職員の立会いを求めなければならない。ただし、契約の目的又は性質により立会いの必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　検査員は、履行の提供があったときその他理事長が必要と認めるときは、直ちに検査を行わなければならない。

４　検査員は、検査を行うにあたって試験又は試用を必要とするときは、その結果を待って合否を決定しなければならない。

５　前各項の規定は、前条第２項の規定により検査を委託された者（以下「委託検査員」という。）が行う検査についてこれを準用する。

（検査調書）

第47条　次の各号のいずれかに該当する場合は、検査員は、検査を終了したの

ち直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、作業報告書等により、履行の確認を行うことができる場合は、検査調書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が 200 万円以上であるとき。

(2) その他理事長が必要と認めるとき。

２　委託検査員が検査を行った場合には、前条第２項の規定により立ち会った職員は、委託監督員から当該監督に係る検査調書を提出させ、確認しなければならない。

（一部改正　平成23年達第26号、令和８年達第10号）

（不完全な履行）

第48条　検査の結果、履行が不完全であると認めたときは、検査員は、期限を指定して補正、引換えその他適切な手段によって完全な履行を要求しなければならない。

２　委託検査員が前項の措置をとる必要があると認めたときは、第46条第２項の規定によって立ち会った職員は、委託検査員と協議してその内容を確認したうえ前項の措置をとらなければならない。

（部分払への準用）

第49条　前３条の規定は、第30条の規定によって部分払を行う場合の当該出来高部分の検査についてこれを準用する。

（一部改正　令和３年達第83号）

第９章　契約の期間

（契約の期間）

第50条　法人の締結する契約のうち、法人による支払を伴うものの契約期間は、理事長が特に必要と認める場合を除き、２以上の年度に渡ることはできない。ただし、次の各号に掲げる契約は、その限りではない。

(1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約

(2) 不動産を借りる契約

(3) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的である契約

(4) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、当年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

第９章の２　入札結果等の公表

（入札結果等の公表）

第50条の２　理事長は、契約事務の適正を担保するため、別に定めるところにより、入札結果その他契約に関する事項を公表することができる。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

第９章の３　契約審査会

（契約審査会）

第50条の３　理事長は、入札及び随意契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、また法人における契約事務の統一的処理を確保するため、契約審査会を設置する。

２　前項に定めるもののほか、契約審査会の設置、運営等については、理事長が別に定める。

（一部改正　平成19年達第 120 号）

第10章　雑則

（代金の支払）

第51条　工事その他の請負及び物件の買入れに係る契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し、かつ、登記又は登録を要するものにあっては、登記又は登録に係る必要な手続を完了したのちでなければすることができない。第30条の規定による部分払についてもまた同様とする。

２　前項の規定は、特許権その他登記又は登録の対象となる無体財産権の買入れに係る契約に準用する。

（事務手続）

第52条　この規程に定めるものを除く外、契約の事務手続については、理事長が定める。

附　則

1　この規程は、発布の日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

2　地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第66条第１項の規定により名古屋市から法人に承継した契約は、この規程の規定により契約を締結したものとみなす。

3　この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附　則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第 128 号）

1　この規程は、平成18年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程の規定は、施行日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

（一部改正　令和３年達第83号）

附　則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第 120 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附　則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）

（施行期日）

1　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。

附　則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第39号）

1　この規程は、発布の日から施行する。

2　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程第４条の規定は、平成20年４月１日以降に締結する契約について適用し、平成20年３月31日以前に締結する契約については、なお従前の例による。

附　則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に

公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第26号）

この規程は、平成23年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第77号）

この規程は、発布の日から施行する。

附　則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

１　この規程は、平成25年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。

２　施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附　則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第３号）

この規程は、発布の日から施行する。

附　則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）

１　この規程は、平成27年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程の規定は、施行日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

（一部改正　令和３年達第83号）

附　則（令和２年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

1　この規程は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程の規定は、施行日以降に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附　則（令和３年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

1　この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程は、令和３年９月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

2　この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約規程の規定は、適用日以降に締結される契約について適用し、適用日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附　則（令和８年公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

2　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規程による改正後の各規程の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の各規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

１　工事又は製造の請負	５００万円
２　財産の買入れ	３２０万円
３　物件の借入れ	１６０万円
４　財産の売払い	１００万円
５　物件の貸付け	６０万円
６　前各号に掲げるもの以外のもの	２００万円